

2021年度東北大学入試の予告に対する高校側の評価

——「受験生保護の大原則」の観点から——

倉元直樹（東北大学高度教養教育・学生支援機構）・長濱裕幸（東北大学入試センター）

かつてない大規模な制度変更が予定されている2021（令和3）年度入試に際し、東北大学では2018（平成30）年度中に2回に渡って「予告」を公表した。「AO入試Ⅲ期の存続」と一般選抜における英語外部試験と大学入学共通テストの記述式問題への対応及び調査書の取扱いに関連する「東北大学の基本方針」である。調査書を除く3つの問題については、前年度末に実施した高校調査の結果が決定に際して貴重な根拠資料となった。それを受け、2022（令和4）年度入試の参考とするため、改めて主に後者に関する意見について調査を行った。本稿ではその結果の概要について報告する。

1 問題と目的

1.1 受験生保護の大原則と2年前予告

毎年、文部科学省高等教育局長名で通知される大学入学者選抜実施要項には「学力検査実施教科・科目、選抜方法等の決定・発表」という項目がある。例えば、平成31（2019）年度入試を対象とした通知には第7項として「個別学力検査及び大学入試センター試験において課す教科・科目の変更等が入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合には、2年程度前には予告・公表する。なお、その他の変更についても、入学志願者保護の観点から可能な限り早期の周知に努める（文部科学省高等教育局、2018、傍点筆者）」と記載されている。いわゆる「2年前予告ルール（以後、『2年前予告』と表記する）」である。平成18（2006）年度入試に向けての通知から独立な条項として登場した¹⁾。

2年前予告は直接的には「学力検査の教科・科目等の変更」が受験準備の負担増となる場合、すなわち、入学者選抜に課される学力検査の教科・科目等の増加を想定している。すなわち、受験に課す科目を増やす場合、遅くとも2年前に大学側がその旨を公表しておかなければならない。高校の教育課程の多様化に伴い、文系、理系という履修科目を左右する選択が多く的高校で2年生進学時に行われる現状に鑑みると、受験生の立場に立った合理的な規定と考えられる。

一方、高校側も大学側もこの条項の意味するところを額面通りに「学力検査実施教科・科目、選抜方法等」に限定して理解してはいない。むしろ、なお書き以降に示された「入学志願者保護の観点」に鑑みて、2年前予告に該当する事項を広く捉えようとするのが普通である。すなわち「入学者選抜の中で受験準備に関わる事項に関わる変更」については、「可能な限り早期に決定し、公表、周知するべきものである」という努力

義務を大学に課したと解釈されている。倉元（2019）は2年前予告の背後に存在する理念を大学入学者選抜における「受験生保護の大原則」と呼び、受験生保護の大原則は、大学入試制度の変更に際して「何よりも優先されなければなるまい（p. 204）」と指摘した。

2年前予告の存在がその理念である受験生保護の大原則と反対に作用することがある。内容によっては公表が2年前では遅すぎるケースもあるが、大学側には「大学入学者選抜制度の変更予告は一律に2年前に間に合えばよい」とする風潮がみられるのだ。

例えば、2015（平成27）年度入試では、高等学校学習指導要領の改訂²⁾に伴い、従来、大学入試センター試験（以後、「センター試験」と表記する）で出題されていた「理科」が大きく変わった（倉元 [2012] に倣い、「平成27年度問題」と表記する）。すなわち、センター試験で出題される理科の主要科目が、従来は実質的に文系の受験生が学ぶ範囲を対象とした3単位科目で構成されていたのに対し、それよりも履修範囲の狭い「2単位」を出題範囲とする「基礎付き」科目と、理系の履修範囲を含む「2単位+4単位」の科目を出題範囲とした、いわゆる「専門理科」の双方を出題する制度に変更されたのだ³⁾。当時の大きな論点は文系学部の受験生に課す科目を「基礎付き理科2科目」のみとするか、それに加えて「専門理科1科目」も認めるかという点にあった。渡邊（2012）は個別の高等学校における教育課程編成のスケジュールから見て、「新教育課程の生徒は来年（平成24 [2012] 年）4月には入学してくる。そのため、現時点（平成23 [2011] 年度）で大学入試科目に関する発表がないという事態には、高校側は本当に困っている状況である（p. 101）」と訴えた。3年間の高等学校教育課程は当該学年の生徒が入学する以前に定められ、遅くとも入学時には生徒に

伝えられている必要がある。受験を希望する大学のセンター試験利用科目を履修できない事態を避けるには、個別大学が教育課程の編成が行われる時期に利用科目を予告している必要がある。したがって、高等学校側が「2年前予告では遅すぎる」と主張するのには相応の理由があると考えざるを得ない。

1.2 受験生保護の大原則にかなう大学入学選抜制度改革の条件

倉元 (2012) は平成 27 年度問題を前に、2012 (平成 24) 年度入試におけるセンター試験の時間割変更が高等学校の教育課程の編成に大きな問題を引き起こすことを指摘し、「平成 24 年度問題」と呼んだ⁴⁾。そして、2015 (平成 27) 年度にさらに大きな変更が予定されていることから、平成 27 年度問題がセンター廃止論にまでエスカレートする危険性を予見し、危惧した (倉元, 2012: 82-87)。実際には平成 24 年度問題それ自体がクリアできず、大規模な入試ミスが発生という、想定とは全く異なるプロセスを経由して「予言」が的中することとなった (平成 24 年度大学入試センター試験に関する検証委員会, 2012; 倉元, 2017a,b)。

受験生保護の大原則が大学入学者選抜要項に登場した時期、文部科学省は多様化した大学入学者選抜制度の下で個別大学による急激な大学入学者選抜の制度変更が受験生に対して悪影響を及ぼすことを懸念していたと思われる。ところが、それとは裏腹に、高大接続改革の流れで政策主導の制度変更が急速に進められるようになった。受験生保護の大原則は忘れ去られたかのようなのである。英語外部試験⁵⁾活用や大学入学共通テストへの記述式問題導入の根拠には、佐々木 (1984) が「大学入試の 3 原則」の一つと数えた「下級学校への悪影響」の是正が挙げられている⁶⁾。もちろん、形式的な論理としては一定の意義があるように見えるが、導入時期までの短さも含めて考えれば、受験生保護の大原則とは相いれない。しかし、導入決定過程で受験生保護の大原則が顧みられた形跡は見出せない。

2021 (令和 3) 年度入試から導入と刻限が切られた高大接続改革への対応として、大学側は多分に 2 年前予告を意識した対応を行っている。国立大学協会 (以下、「国大協」と表記する) が 2017 (平成 29) 年 11 月 10 日付で公表した平成 32 年度以降の「基本方針 (国立大学協会, 2017)」においても、同時に公表された「会長談話」の中で「改革の実施までに残された期間は短く、各大学及び受験生の準備や心構えを考慮すると、基本方針については早急に示す必要があることから、このたび策定・公表したものである。」との認識を

表明している (山極, 2017)。導入までの期間を考慮すると、2 年前予告が念頭にあったとみられる。可及的速やかに具体的な制度改革の策定・公表を行うべし、との配慮は、制度改革の公表時期という側面からは、受験生保護の大原則にかなうものである。

しかし、早期に制度改革を公表すれば、それだけで受験生保護の大原則が満たされる訳ではない。それ以上に大切なのは、制度そのものが受験生にどのような影響を与えるかという観点である。確かに「下級学校の悪影響」の是正には重要な意義があるが、だからと言ってそれが改革初年度対象者に対する受験生保護の大原則に優先して良いというものではない。

「基本方針」の策定に先立って同年 6 月 14 日に公表された意見 (国立大学協会, 2017) の中で指摘されていた諸課題に対し、「さらなる詳細が示されるべき課題を指摘したところであり、その認識には現在も変わりはない。」とする中で公表された方針は、国立大学が「一般選抜」の全受験生に対して大学入学共通テストの英語と英語外部試験の双方、記述式問題を含む国語及び数学を課すことを定めたものであった。問題が未解決のまま実施に踏み切るという決定は、受験生保護の大原則に鑑みると腑に落ちるものではない。

1.3 高大接続改革に関する高校側の意見と東北大学の予告

国大協の基本方針やその後に出されたガイドラインは個別大学の意思決定に重大な重みを持つ。一方、大学入試の諸原則 (倉元, 2018a,b) に照らすと、個別大学がそれぞれの状況に応じて判断すべき事情もある。

東北大学では 2021 (令和 3) 年度入試について受験生保護の大原則を加味して最適な意思決定を行うべく、学内で独自に検討を行ってきた。議論の結果、2018 (平成 30) 年度中に 2 度にわたって予告を行った。

2018 (平成 30) 年 7 月 26 日付の予告は、大学入学共通テストに記述式が導入されることによって大学入試センターから成績提供が 1 週間程度遅れることに伴い、現状のような AO 入試Ⅲ期の実施が不可能になることに伴うものである。AO 入試Ⅲ期は現在の選抜方法になるべく近い形で継続するが、第 1 次選考を原則的に廃止することと、万が一実施する場合には「自己採点利用方式」を採用すること等を示した (東北大学, 2018a, 以後、「AOⅢ期継続 (予告)」と表記する)。

2018 (平成 30) 年 12 月 5 日付の予告は、新制度下の一般選抜に関する包括的な基本方針を定めたものである (以後、「東北大学の基本方針」と表記する)。大学入学共通テストへの対応として、改革初年度の 2021

(令和3)年度入試においては「『CEFRにおけるA2レベル以上の能力を備えていることが望ましい』ことを出願基準」とする一方で、「英語認定試験の受検とその結果提出を求めるものではありません」とした。なお、AO入試については「AO入試Ⅲ期の継続(予告)」で他の資格試験とともに従来通りの取扱いとしている。

記述式問題の活用は、国語は段階別評価を点数化せず、「合否ラインに志願者が同点に並んだ場合、記述式問題の成績評価が高い志願者を優先的に合格」数学は「点数表示の成績を合否判定に用います」とした。

調査書等の扱いは「5項目程度のチェックリスト項目を設け、志願者がこれをチェックする自己申告方式」を取り、「合否ラインに志願者が同点に並んだ場合、チェックリストによる主体性評価が高い志願者を優先的に合格」とした。さらに「チェックの根拠を調査書により確認することとし、その他の資料を求めることはしません」とした(以上、東北大学、2018b)。

いずれも本文に続き、予告の決定理由を示す箇条書きの補足説明が付されている。

以上の決定に際しては、東北大学に多くの志願者、合格者を輩出する高等学校に対して2017(平成29)年度末に行った質問紙調査の結果が重要な根拠資料となった。国立大学の基本方針に沿って英語外部試験を一般選抜の全受験者に課すという国大協の方針に対する「賛成」は8.3%、記述式を「とても重視してほしい」とした比率は5.6%であった。それに対し、前者に対する「反対」が42.1%、後者に対して「あまり重視してほしくない」という意見が39.3%と、圧倒的に国大協方針への反対が賛成を上回る結果となった(倉元・長濱, 2018; 倉元・宮本・長濱, 2019)。個別大学としての東北大学の制度設計に際し、同調査が有効に機能したことから、翌年度(令和4[2022]年度)の入試についても、同様の調査を行った上で「東北大学の基本方針」を継続すべきか否か、引き続き検討することとなった。本報告は同調査の結果に関する速報である。

2 方法

2.1 調査対象

前回調査に準じ、東北大学に志願者、合格者を多数輩出する高等学校等312校を対象とした。選定基準は以下の通りである。いずれも前回調査の基準を踏襲し、広げたものである。一部に入れ替わりはあるものの、ほとんどの調査対象校は前回調査と同一である。

- (1) 平成26~30年度入試において通算合格者数8名以上の高等学校 / 中等教育学校(該当311校)

- (2) (1)以外の高等学校 / 中等教育学校の中からAO入試Ⅲ期合格者数3名以上の学校(該当1校)

2.2 調査方法

前回調査と同様、質問紙調査として実施した。調査票はA4判両面1枚である。内容は、東北大学の入試や予告に対する関心、認知が3項目、2022(令和4)年度の入試制度策定に関連して「基本方針」への意見を問う項目が3項目であり、自由記述欄を設けた。

実施方法も前回調査と同様に郵送調査である。回答方法は電子メール、FAX又は郵送に加え、回答を入力するWEBサイトを作成した。調査票はMS-Word版と一太郎版を用意し、ウェブサイトからダウンロードすることも可とした。さらに、AO入試Ⅲ期継続(予告)及び東北大学の基本方針を同封した。

2018(平成30)年12月11日に対象校に調査票が送付された。2度の督促を経て2019(平成31)年3月25日までに返送された回答を本稿の分析対象とした。

2.3 集計方法

前回調査と同様、本調査の目的に鑑み、単純集計の他に全志願者数、全合格者数を重みとして用いた。

3 結果

3.1 カバー率

調査設計段階でのカバー率を表1に示す。調査対象校として選定された学校は全国の高等学校等のうち6.3%に過ぎないが、全志願者数や全合格者数を基準にすると8割以上がカバーされている。

表1. 調査規模、返送率、カバー率

	調査票 送付校	対象数	調査設計 カバー率	返送率	実質 カバー率
単純集計	312	4,960	6.3%	79.5%	5.0%
全志願者数	31,611	38,657	81.8%	86.8%	71.0%
全合格者数	10,824	12,712	85.1%	87.6%	74.6%

3.2 回収率と実質カバー率

248校から回答があった。表1に示す通り、返送率は単純集計で79.5%に達する。設計段階のカバー率に返送率を乗じた実質カバー率は全志願者数基準で71.0%、全合格者数基準で74.6%に達している。

したがって、本調査の結果は本学に志願者を輩出する高校の代表的な意見を表すと考えられる。

3.3 東北大学の入試に対する関心

東北大学の入試に対する関心について4段階評定で質問した。結果は表2に示すとおりである。約8割は「強い関心」があり、全志願者数重み、全合格者数重みではその割合はそれぞれ9割弱に上る⁶⁾。

表2. 東北大学の入試に対する関心

	強い 関心がある	ある程度 関心がある	あまり 関心はない	ほとんど 関心はない
単純集計	194 (78.2%)	53 (21.0%)	2 (0.8%)	0 (0.0%)
全志願者数	28,894 (87.1%)	3,465 (12.6%)	70 (0.3%)	0 (0.0%)
全合格者数	8,302 (87.6%)	1,152 (12.2%)	25 (0.3%)	0 (0.0%)

3.3.1. 東北大学の2つの予告に対する認知

東北大学の2つの予告について「1. 既に予告を入手した」「2. 予告の現物を持っていないが内容は把握していた」「3. 内容は知らなかったが、予告の存在は知っていた」「4. 今回の調査で初めて予告の存在を知った」の4段階評定で質問した。結果は表3、表4に示す。回答分布は酷似している。単純重みでは入手済と内容把握済を合わせて7割強である。重みを掛けると8割台に達する。予告は調査対象校には知られている。

表3. 「AOⅢ期継続（予告）」の把握

	入手済	内容把握済	存在は認知	今回知った
単純集計	93 (37.5%)	88 (35.5%)	24 (9.7%)	43 (17.3%)
全志願者数	15,798 (57.6%)	8,192 (29.9%)	1,427 (5.2%)	2,012 (7.3%)
全合格者数	5,269 (55.6%)	2,987 (31.5%)	537 (5.7%)	686 (7.2%)

表4. 「東北大学の基本方針」の把握

	入手済	内容把握済	存在は認知	今回知った
単純集計	92 (37.1%)	88 (35.5%)	26 (10.5%)	42 (16.9%)
全志願者数	15,140 (55.2%)	7,816 (28.5%)	1,963 (7.2%)	2,510 (9.2%)
全合格者数	5,028 (53.0%)	2,362 (30.2%)	734 (7.7%)	855 (9.0%)

3.4 2021（令和3）年度の東北大学の入試について

「東北大学の基本方針」に含まれる「英語認定試験（一般選抜）」、「記述式問題の活用（一般選抜及びAO入試Ⅲ期）」、「調査書等の扱い（一般選抜）」について、「1. 賛成」「2. どちらとも言えない」「3. 反対」の3段階評定で質問した。

3.4.1. 英語外部試験（一般選抜）について

英語外部試験（一般選抜）に関する回答結果は表5

に示すとおりである。単純集計でも「東北大学の基本方針」に「賛成」と回答した比率は8割を超え、志願者数重み、合格者数重みでは9割近くに達する。

一方、「反対」は6件、2.4%に過ぎない。自由記述を見ると、「東北大学の基本方針」を「英語4技能推進に対する反対」と混同した回答が1件、大学の対応の足並みが揃わないとの回答が1件、理由を挙げない回答が1件であった。この3件は実質的にも「反対」意見と言える。残りの3件は予告内容を取り違えたか、英語外部試験に言及したことに対する反対であった。

表5. 英語外部試験（一般選抜）について

	賛成	どちらとも言えない	反対
単純集計	206 (83.1%)	36 (14.5%)	6 (2.4%)
全志願者数	24,077 (87.8%)	2,621 (9.6%)	731 (2.7%)
全合格者数	8,329 (87.9%)	903 (9.5%)	247 (2.6%)

3.4.2. 記述式問題の活用について

大学入学共通テストにおける記述式問題の活用（一般入試及びAO入試Ⅲ期）に関する回答結果は表6に示すとおりである。単純集計で「東北大学の基本方針」に「賛成」と回答した比率は55%程度、志願者数重み、合格者数重みでは約6割であった。「賛成」が過半数を超えているが、英語外部試験に対する方針ほどの支持は得られていない。自由記述から見ると、反対には様々な相容れない立場の意見が見られた。すなわち、同じ反対であっても「一切利用すべきではない」とするものから「積極的に活用すべき」とするものまで、多様な観点による正反対の意見が混在していた。

表6. 記述式問題の活用について

	賛成	どちらとも言えない	反対
単純集計	137 (55.2%)	87 (35.1%)	24 (9.7%)
全志願者数	16,537 (60.3%)	8,795 (32.1%)	2,097 (7.6%)
全合格者数	5,696 (60.1%)	3,093 (32.6%)	690 (7.3%)

3.4.3. 調査書等の扱いについて

調査書等の扱い（一般選抜）に関する回答結果は表7に示すとおりである。単純集計で「東北大学の基本方針」に「賛成」と回答した比率と「どちらとも言えない」と回答した比率が約4割で並んでいる。志願者数重み、合格者数重みでは「賛成」が5割近くに達したものの、「反対」が1割（単純集計では2割近く）あり、他の2項目ほどの支持は得られていない。

自由記述を見ると、反対意見には「ポートフォリオを積極的に活用すべきだ」というような意見から「一般選抜で主体性に関わる評価を行うべきではない」といった意見まで両極に分かれ、さらに多種多様な観点からの意見がみられた。

表7. 調査書等の扱いについて

	賛成	どちらとも言えない	反対
単純集計	104 (41.9%)	100 (40.3%)	44 (17.7%)
志願者数	12,907 (47.1%)	11,550 (42.1%)	2,972 (10.8%)
合格者数	4,502 (47.5%)	4,001 (42.2%)	976 (10.3%)

4 考察

主として「反対」の自由記述には、東北大学の方針に関して理解が不十分な内容が多々見られた。東北大学は基本方針の中で、「本学は英語4技能習得を重視」しており、「思考力・表現力は重要」であって、「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ意欲を調査や本人が提出する資料、面接などにより適切に評価することは入学者選抜における重要な要素」とはっきり位置付けている。現に、高度な思考力・表現力を測る能力は「一般選抜の御別試験やAO入試の筆記試験です出題」されており、募集人員の3割を目指して拡大しているAO入試では調査書を含む提出書類の評価を行っている。英語4技能についても、「平成34年度以降の入試については、英語認定試験に関する問題の解消と高等学校側の受入れ状況を勘案しながら検討を重ねていく」と表明している(以上、東北大学, 2018b)。それにもかかわらず、あたかも東北大学が改革の理念に反対しているかのような前提の回答が散見されたことは課題である。特に、主体性評価に関わる調査書等の利用について十分に賛同が得られなかったのは、制度の詳細について公表がなされておらず、回答者によって解釈がまちまちになったことが主たる原因と思われる。今後、各種の入試広報活動や詳細の発表を通じて、高等学校に正しい理解を進める必要がある。

一方、東北大学の基本方針そのものは全体として高等学校側から強く支持されたと言える。特に、英語外部試験の活用に関しては、東北大学の基本方針で言及したように、高等学校側の受入れ状況が整っていないことが明白に示された。本調査の回答をさらに精査し、今後の意思決定に活用していくことが期待される。

ところで「東北大学の基本方針は国大協の基本方針やガイドラインに沿うものではない」という批判もあった。しかし、前回調査も併せて高等学校側の認識を

総合的に判断すると、高等学校側の大多数の意見としては、国大協の基本方針が受験生保護の大原則を十分に踏まえて決定されていないことの方が問題視されているように思われる。また、構成員である国立大学からも、国大協の意思決定プロセスに疑義が表明されている(東京大学高大接続研究開発センター, 2018)。

個別大学には大学入学者選抜に関する決定権と同時に受験者に対する責任がある。何らかの問題が生じたとき、国大協の決定を順守した帰結であるとして、全ての責任を国大協に帰することは難しいであろう。個別大学の立場から大学入試に求められる条件について記述した大学入試の諸原則によれば、「アドミッション・ポリシーに沿った学生を定員通りに確保することこそが入試を実施する唯一の目標(倉元, 2018a,b)」である。大学入試の目標を達成するには、受験生保護の大原則は欠かすことができない基盤である。自ら主体性を持って大学入学者選抜制度を決定することが、個別大学の責任と言えるのではないだろうか。

注

- 1) 当該項目は2005(平成17)年5月26日付通知の第6項として初めて登場した。なお書き部分が付け加わったのは、平成21年度大学入学者選抜実施要項からである(文部科学省高等教育局, 2005, 2008)。
- 2) 2009(平成21)年度告示, 2013(平成25)年度全面実施の高等学校学習指導要領では、数学と理科が2012(平成24)年度から先行実施されたため、当該指導要領の下で学んだ生徒が初めて大学入試に臨んだのは、2015(平成27)年度入試ということになる。
- 3) 1999(平成11)年度告示, 2003(平成15)年度実施の第8回学習指導要領の下で行われた2004(平成16)～2014(平成26)年度入試の下でのセンター試験の理科は「理科総合A」「理科総合B」に加えて、いわゆる主要科目として「物理I」「化学I」「生物I」「地学I」が出題されていた。一方、現行の学習指導要領の下で実施されている2015(平成27)年度以降の入試では、いずれも2単位の「物理基礎」「化学基礎」「生物基礎」「地学基礎」に加えて、さらに4単位の履修範囲の内容が含まれる「物理」「化学」「生物」「地学」が出題されている。「基礎」に対して、慣例的に後者に「専門」を冠して呼ぶことがある。
- 4) 国立大学協会(2002)がセンター試験において「地理歴史」から2科目選択を可能にすることを要望した時期から学習指導要領が変わり、高等学校における「地理歴史」「公民」の科目編成に関する考え方が変わったことが平成24年度問題の背景にある。詳細は倉元(2012)を参照のこと。
- 5) 本稿では引用部分を除き、「英語外部試験」と表記する。「英

語認定試験」と同一のものを指す。

- 6) 例えば、文部科学省 (2016) によれば、大学入学共通テストに対する「記述式導入の意義」として「国立大学の二次試験においても、国語、小論文、総合問題のいずれも課さない募集人員は、全体の約6割にのぼる。共通テストに記述式問題を導入し、より多くの受験者に課すことにより、入学者選抜において、考えを形成し表現する能力などをよりの確に評価することができる。このことで、高等学校における能動的な学習を促進する(傍点筆者)」ことが挙げられている。一方、宮本・倉元 (2017) は、2017(平成29)年度入試における国立大学の一般入試の個別試験について小問単位まで遡って分析した結果、各科目ともほとんどの試験問題が記述式で出題されていることを示した。すなわち、「『国語、小論文、総合問題』が課された募集人員」の割合が正しいとしても記述式導入の根拠とするにはふさわしくない。

文献

- 平成24年度大学入試センター試験に関する検証委員会 (2012). 『平成24年度大学入試センター試験に関する検証委員会報告書』.
- 国立大学協会 (2002). 「大学入試センター試験『地理歴史』教科の2科目選択について(要望)」平成14年4月11日, 国大協総第40号.
- 国立大学協会 (2017). 『平成32年度以降の国立大学の入学者選抜制度——国立大学協会の基本方針——』, 2017年11月10日 (<http://www.janu.jp/news/files/20171110-wnew-nyushi1.pdf>) (最終閲覧日2019年4月8日).
- 倉元直樹 (2012). 「大学入試制度の変更に伴うスケジュール問題の構造」東北大学高等教育開発推進センター編『高等学校学習指導要領 VS 大学入試』, 東北大学出版会, 53-89.
- 倉元直樹 (2017a). 「大学入試制度改革の論理に関する一考察——大学入試センター試験はなぜ廃止の危機に至ったのか——」『大学入試研究ジャーナル』27, 29-35.
- 倉元直樹 (2017b). 「大学入試制度改革の論理——大学入試センター試験はなぜ廃止の危機に至ったのか——」東北大学高度教養教育・学生支援機構編『大学入試における共通試験』, 東北大学出版会, 47-82.
- 倉元直樹 (2018a). 「大学入試の諸原則から見た東北大学の入試改革」『大学入試研究ジャーナル』28, 119-125
- 倉元直樹 (2018b). 「個別大学の入試設計から見た高大接続改革の展望」東北大学高度教養教育・学生支援機構編『個別大学の入試改革』, 東北大学出版会, 43-86.
- 倉元直樹 (2019). 「おわりに ボールは大学に」東北大学高度教養教育・学生支援機構編『大学入試における「主体性」の評価——その理念と現実——』, 東北大学出版会, 203-207.
- 倉元直樹・長濱裕幸 (2018). 「高大接続改革への対応に関する高

- 校側の意見——自己採点利用方式による第1次選考, 認定試験及び新共通テスト記述式問題の活用——」『全国大学入学者選抜研究連絡協議会第13回大会研究発表予稿集』78-83.
- 倉元直樹・宮本友弘・長濱裕幸 (2019). 「高大接続改革への対応に関する高校側の意見」『日本テスト学会誌』15, 印刷中.
- 宮本友弘・倉元直樹 (2017). 「国立大学における個別学力試験の解答形式の分類」『日本テスト学会誌』13, 69-84.
- 文部科学省 (2016). 『高大接続改革の進捗状況について』平成28年8月31日 (http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/08/1376777.htm) (最終閲覧日2019年4月8日).
- 文部科学省高等教育局 (2005). 『平成18年度大学入学者選抜実施要項』平成17年5月26日17文科高第153号文部科学省高等教育局長通知.
- 文部科学省高等教育局 (2008). 『平成21年度大学入学者選抜実施要項』平成20年5月29日20文科高第140号文部科学省高等教育局長通知.
- 文部科学省高等教育局 (2018). 『平成31年度大学入学者選抜実施要項』平成30年6月4日30文科高第186号文部科学省高等教育局長通知.
- 佐々木亨 (1984). 『大学入試制度』, 大月書店.
- 東北大学 (2018a). 『平成33年度東北大学入学者選抜における「AO入試3期」の継続について(予告)』, 2018年7月26日 (<http://www.tnc.tohoku.ac.jp/images/news/H33AO3keizoku.pdf>) (最終閲覧日2019年4月9日).
- 東北大学 (2018b). 『平成33年度入試における本学の基本方針について(予告)』, 2018年12月5日 (<http://www.tnc.tohoku.ac.jp/images/news/H33housin.pdf>) (最終閲覧日2019年4月9日).
- 東京大学高大接続研究開発センター (2018). 『大学入学者選抜における英語試験のあり方をめぐって』東京大学高大接続研究開発センター主催シンポジウム報告書 (<https://www.ct.u-tokyo.ac.jp/images/400081175.pdf>) (最終閲覧日2019年4月11日)
- 山極壽一 (2017). 『平成32年度以降の国立大学の入学者選抜制度——国立大学協会の基本方針——の策定に当たって(会長談話)』, 2017年11月10日 (<https://www.janu.jp/news/files/20171110-wnew-nyushi2.pdf>) (最終閲覧日2019年4月8日).
- 渡邊重夫 (2012). 「センター試験理科の科目設定を巡る高校の準備状況について」東北大学高度教養教育・学生支援機構編『高等学校学習指導要領 VS 大学入試』, 東北大学出版会, 91-102.

謝辞

調査に協力した東北大学入試センターの同僚, 回答を寄せた高等学校関係者に心から感謝いたします。